

# 鹿児島市新鴨池公園水泳プール整備・運営事業

## 入札説明書

平成19年11月16日

鹿児島市

< 目次 >

第1	入札説明書の位置づけ .....	1
第2	事業内容 .....	2
	1. 事業概要.....	2
第3	入札参加者に必要な資格に関する事項.....	9
	1. 入札に参加する者に必要な資格 .....	9
第4	入札手続等に関する事項.....	12
	1. 入札スケジュール（予定） .....	12
	2. 入札説明書等の交付及び参考資料の閲覧.....	12
	3. 現地説明会の開催 .....	13
	4. 入札参加資格確認審査に関する書類の提出と入札参加資格の確認 .....	13
	5. 入札参加資格の確認結果及び入札参加者整理番号の通知 .....	14
	6. 本件入札説明書等の承諾 .....	14
	7. 入札の日時及び場所 .....	14
	8. 入札書類の作成方法等.....	14
	9. 入札保証金.....	15
	10. 入札の辞退.....	15
	11. 本件入札説明書等に関する質問の受付.....	15
	12. 入札提案に関する提出書類の提出.....	16
	13. 開札の日時及び場所等 .....	16
	14. 入札の無効 .....	17
	15. 議会の議決 .....	17
第5	落札者の選定に関する事項 .....	18
	1. 落札者の選定方法 .....	18
第6	事業契約に関する事項 .....	19
	1. 事業契約締結の要件 .....	19
	2. 基本協定の締結.....	19
	3. 特別目的会社（SPC）の設立.....	19
	4. 事業契約の締結.....	19
	5. 契約保証金.....	19
	6. 指定管理者の指定 .....	20
	7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	20
第7	提出書類 .....	20

## 第1 入札説明書の位置づけ

本件入札説明書は、鹿児島市（以下「本市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第6条の規定に基づき平成19年2月16日に特定事業として選定した「鹿児島市新鴨池公園水泳プール整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の募集・選定において総合評価一般競争入札（以下「本件入札」という。）を実施するに当たり、入札参加者を対象に入札手続きなどについて説明を行うものである。

なお、次に示す添付資料は本事業を実施するための関係資料であり、本件入札説明書と一体のものとし、これらを「入札説明書等」と定義する。

（添付資料）

- 資料1 「業務要求水準書」
- 資料2 「落札者決定基準」
- 資料3 「様式集及び記載要領」
- 資料4 「基本協定書（案）」
- 資料5 「事業契約書（案）」

なお、本件入札説明書は、平成18年11月9日に公表した実施方針並びに実施方針に関する質問・回答及び意見等（以下「実施方針等」という。）、平成19年8月8日に公表した業務要求水準書（案）並びに業務要求水準書（案）に関する質問・回答（以下「業務要求水準書（案）等」という。）を反映したものであり、本件入札説明書及び本件入札説明書の添付資料である業務要求水準書、落札者決定基準、様式集及び記載要領、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「本件入札説明書等」という。）と実施方針等及び業務要求水準書（案）等に相違がある場合は、本件入札説明書等が優先するものとする。

また、入札説明書等に関する質問への回答及び本市が本事業の入札に関し配付する一切の資料は、入札説明書と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

## 第2 事業内容

### 1. 事業概要

(1) 公告日 平成19年10月16日

(2) 事業名称 「鹿児島市新鴨池公園水泳プール整備・運営事業」

(3) 公共施設の管理者等の名称 鹿児島市長 森 博幸

#### (4) 事業目的

鹿児島市（以下「本市」という。）は、太陽国体に向けて整備した鴨池公園水泳プールが完成後30年以上を経過し老朽化していること等を踏まえ、合併により人口60万人を擁する新生鹿児島市の市民の誰もがいつでも楽しく利用でき、また、各種大会が開催可能な屋内・屋外プール施設として鹿児島市新鴨池公園水泳プール（以下「本施設」という。）を次の基本方針に基づき整備する。

（基本方針）

- ① 市民の誰もがいつでも楽しく利用できる施設
- ② 環境にやさしい施設
- ③ 世界も視野に入れた施設
- ④ 選手や指導者の育成ができる施設

#### (5) 対象となる公共施設等の概要

本施設は「プール施設」及び「自由提案施設」で構成され、地方自治法第244条に規定する「公の施設」として市民の利用に供する。

##### ① 施設の概要

名称	新鴨池公園水泳プール	
施設の種類	社会体育施設（屋内・屋外プール施設）	
プール施設	構成	規模
	屋内メインプール	延床面積8,650㎡程度 （上限は+15%、下限は-5%、施設連絡通路及び自由提案施設の面積を含む。）
	屋外飛込プール	
	屋内サブプール（既存施設）	延床面積1,714㎡
	施設連絡通路	屋内メインプールの延床面積の範囲内
自由提案施設	入札参加者の任意提案により設置、屋内メインプールの延床面積の範囲内	

## ② 施設の立地条件

所在地	鹿児島市鴨池二丁目31番3号
敷地面積	約12,462㎡
敷地所有者	鹿児島市
地域地区	市街化区域、商業地域及び都市計画公園内、駐車場整備地区、準防火地域
形態規制	建ぺい率80%、容積率400%、その他斜線制限の適用等

### (6) 事業の方式

本件入札により本事業を遂行する落札者を選定する。落札者として選定された事業者（以下「選定事業者」という。）は、特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立し、本施設の設計及び建設を行った後、本市に本施設を譲渡し、運営・維持管理期間を通して運営及び維持管理業務を行う、BTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。なお、サブプールは既存施設であり、設計及び建設業務は本事業には含まず、運営及び維持管理業務は含むこととする。

### (7) 選定事業者の業務

本事業における選定事業者の業務範囲は次のとおりである。なお、各業務の具体的内容については、添付資料1「業務要求水準書」及び添付資料5「事業契約書（案）」による。

#### ① 設計・建設業務

- ・ 設計
- ・ 建設工事
- ・ 解体・撤去工事
- ・ 工事監理
- ・ 備品の設置

#### ② 運営・維持管理業務

- ・ 利用受付・収納業務
- ・ 使用許可・取消し等業務
- ・ 大会利用支援業務
- ・ プール等安全管理業務
- ・ 水質等衛生管理業務
- ・ 水泳教室開催業務
- ・ 自由提案事業（任意事業）
- ・ 建築物保守管理業務

- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 備品保守管理業務
- ・ 外構施設保守管理業務
- ・ 修繕・更新業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ その他これらに付随する業務

(8) 事業スケジュール（予定）

本事業は、次のスケジュールに基づき実施する。

スケジュール（予定）	内 容
平成20年2月	落札者との基本協定の締結
平成20年3月	S P Cとの仮契約の締結
平成20年6月	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）
平成20年7月～平成23年3月	設計・建設期間
平成23年3月31日	本市への本施設の引渡し
平成23年4月～平成38年3月	運営・維持管理期間
平成38年3月	P F I 事業終了

(9) 遵守すべき法令等

本事業の実施にあたっては、設計、建設、運営及び維持管理等の各業務の提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても添付資料1「業務要求水準書」と照らし合わせて適宜参考にするものとする。

適用法令及び適用基準は、設計、建設、運営及び維持管理等の各業務の開始時において最新のものを採用すること。

本施設の整備に関して特に留意すべき関係法令、条例等は次のとおりである。なお、条例については、鹿児島県及び鹿児島市のホームページで閲覧可能である。

① 法令

- ・ 地方自治法
- ・ 都市計画法
- ・ 都市公園法
- ・ 建築基準法
- ・ 建築士法
- ・ 建設業法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

- ・ 消防法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 河川法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 警備業法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 電気事業法
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・ その他本事業実施のために必要な関係法令

② 条例等

- ・ 鹿児島県福祉のまちづくり条例
- ・ 鹿児島市環境基本条例
- ・ 鹿児島市環境保全条例
- ・ 鹿児島市公園条例
- ・ 鹿児島市火災予防条例
- ・ 鹿児島市指定建築物の建築等に係る住環境の保全に関する条例
- ・ その他本事業実施のために必要な条例、指導要綱等

(10) 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は次のとおりである。

① 本市が支払うサービス購入料

本市が支払うサービス購入料については、以下から構成される。詳細については、添付資料5「事業契約書（案）」別紙5を参照すること。

- ・ サービス購入料A

本施設の設計・建設業務の対価及びその一部を割賦で支払うことに伴う割賦金利の合計額。

なお、本市は設計・建設業務の対価の一部を設計・建設期間中に出来高に応じて支払う。

- ・サービス購入料B

本施設の運營業務及び維持管理業務に対する対価

なお、本施設の運營業務及び維持管理業務に要する費用から利用者から得る収入を差し引いたものとする。

- ・サービス購入料C

本施設の維持管理業務のうち、修繕・更新業務に対する対価

- ・サービス購入料D

本施設の運営及び維持管理に要する光熱水費

② 利用者から得る収入

- ・大会利用の利用料金収入
- ・個人利用の利用料金収入
- ・一般専用利用の利用料金収入

(11) 本事業の予定価格

予定価格については、入札参加資格の確認結果の通知の際に公表する。

上記予定価格は、上記サービス購入料A、サービス購入料B、サービス購入料C、サービス購入料Dの合計額から消費税及び地方消費税分を差し引いたものとする。

この予定価格を上回る提案は失格とする。

(12) 自由提案事業の取扱い

自由提案事業は、選定事業者の任意提案により実施される事業であり、本事業の事業目的と合致し、当該自由提案事業を実施することにより、利用促進や利用者の一層の健康増進が期待されるもの、あるいは、利用者の便益が図られるもので、本市の財政負担の軽減に寄与するとともに、本事業の事業計画に過度の影響を与えないものとする。

なお、自由提案事業には、プール施設を利用した事業と自由提案施設を利用した事業が考えられるが、いずれも選定事業者が実施することとし、別途事業主体を設立して実施することは認めない。

自由提案事業は、健康増進事業（利用者の健康増進を目的とした事業、例：プール施設を利用した水泳教室、自由提案による運動施設を利用した運動教室等）と、便益事業（利用者の便益を図ることを目的とした事業、例：売店等の物品販売事業等）に区分する。



自由提案施設の利用料金と条例との関係、公園条例に基づく許可と使用料の関係、光熱水費の負担の考え方については、添付資料1「業務要求水準書」を参照すること。

(13) 不動産取得税の取扱い

選定事業者が本施設を原始取得し、かつそれを未使用のまま6ヶ月以内に本市に譲渡する場合、選定事業者に対して不動産取得税は課税されない。

(14) モニタリング

本市は、事業の実施状況について、添付資料5「事業契約書（案）」別紙7に記載のとおりモニタリングを実施し、選定事業者の業務履行水準を確認する。

(15) 金融機関との協議

本市は、本事業が適正に遂行されるよう、選定事業者に資金供給を行う金融機関と必要に応じて協議を行う。

(16) リスク分担の概要

本事業の本市と選定事業者とのリスク分担の概要は次の表のとおりである。なお、詳細については、添付資料5「事業契約書（案）」のとおりとする。

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通	入札説明書の誤り	入札説明書の誤りによるもの	●		
	税制の変更	法人の利益に関する税制度の変更		●	
		上記以外の税制の変更によるもの	●		
	法令の変更	公設又は私設を問わず、プールの運営事業を行う者に一般的に適用される法令の変更に関するもの		●	
		上記以外の法令の新設・変更に関するもの	●		
	住民問題	本事業に対する住民反対運動、訴訟等	●		
		調査・工事・運営・維持管理に関わる住民反対運動、訴訟等		●	
	環境の保全	設計・建設・運営・維持管理における環境の保全		●	
	構成員のリスク	構成員の能力不足等による事業悪化		●	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		●	
	金利	金利確定日以降における金利変動		●	
	不可抗力	天災等による事業の延期・中止、設計・建設・維持管理費用の増加	●	▲	
	事業の中止・延期	本市の指示、施設認可遅延によるもの		●	
		本市の事由による議会の不承認によるもの		●	
事業者の事由による議会の不承認によるもの				●	
上記以外の事由による議会の不承認によるもの			●	●	
事業者の事業放棄、破綻によるもの				●	
土地の瑕疵によるもの			●		
	施設建設に必要な許可などの遅延によるもの			●	

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
設計	測量・調査の誤り	本市が実施した測量・調査部分	●	
		事業者が実施した測量・調査部分		●
	設計変更	本市の提示条件・指示の不備、変更によるもの	●	
		土地の瑕疵によるもの	●	
物価	急激なインフレ・デフレ	●	▲	
建設	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等による場合		●
	用地の確保	建設用地の確保に関する事	●	
		建設に要する資材置き場の確保に関する事		●
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による引渡しの遅延		●
		本市の指示によるもの	●	
		本市の提示した条件の不備、誤りによるもの	●	
	工事費増大	土地の瑕疵によるもの	●	
		本市の指示によるもの	●	
		本市の提示した条件の不備、誤りによるもの	●	
		上記以外の工事費の増大		●
性能	要求仕様不具合（施工仕様を含む。）		●	
物価	急激なインフレ・デフレ	●	▲	
運営・維持管理	瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任		●
	業務開始の遅延	本市の指示によるもの	●	
		上記以外の理由によるもの		●
	支払い遅延・不能	本市のサービス購入料の支払い遅延によるもの	●	
	物価	維持管理・運営費用の市場価格の変動	●	▲
	マーケット	利用者から得る収入の変動		●
		教室・自由提案事業の収入の変動		●
	光熱水費	光熱水費の変動	▲	●
	維持管理費の上昇	物価変動以外の要因による維持管理・運営費用の増大		●
	債務不履行	本市の事由による契約解除	●	
		事業者の事由による契約解除（事業破綻等）		●
	施設の修繕	事業者の業務に起因するもの（既存施設の修繕・更新を除く。）		●
	施設損傷	事業者の責によるもの		●
		上記以外の事由に起因するもの	●	
	事業内容の変更	用途変更等、本市の責めによる事業内容等の変更	●	
性能	要求仕様不具合（施工不良を含む。）		●	
	仕様不具合による施設・設備への損害、施設運営への障害		●	

### 第3 入札参加者に必要な資格に関する事項

#### 1. 入札に参加する者に必要な資格

##### (1) 入札参加者の構成等

・本事業の入札参加者は、本施設の設計業務を行う者、工事監理業務を行う者、建設業務を行う者、運營業務を行う者、維持管理業務を行う者を含むこと。

なお、同一の者が複数の業務を行うことを妨げないが、建設業務を行う者と工事監理業務を行う者が同一となることは認めない。

・入札参加者のうち、SPCに出資する者を構成員とし、構成員以外の者（SPCから直接業務を受託し又は請け負う者）を協力企業として位置付けること。

・入札参加者は、参加表明書提出時に代表企業を定めることとし、必ず代表企業が手続を行うこと。

##### (2) 入札参加者の構成員及び協力企業に必要な共通の資格要件

・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

・参加表明書の提出日から入札日までの間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。

・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画又は再生計画が認可された者（建設業務を行う者にあつては、これらの手続開始の決定後に受けた建設業法（昭和24年100号）に基づく経営規模等評価の結果通知書を有し、かつ、更生計画又は再生計画が認可された者）を除く。）でないこと。

・手形交換所における取引停止処分を受けている者、主要な取引先から取引停止を受けている者及び経営状態が著しく不健全である者でないこと。

・市長及び市議会議員本人が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「無限責任社員等」という。）である者（市長が無限責任社員等で、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもので2分の1以上を出資している法人及び外郭団体等は除く。）でないこと。

・市が本事業について、アドバイザー業務を委託しているみずほ総合研究所株式会社、同社が当該アドバイザー業務の一部を委託している株式会社 山下設計及び西村あさひ法律事務所並びにこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

・鹿児島市新鴨池公園水泳プール整備・運營業事事業者審査委員会の委員が属する企業、又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

・他の入札参加者の構成員及び協力企業並びにこれらの者と資本面又は人事面において

関連のある者でないこと。

- ・入札参加者のうち、設計、工事監理、建設、運営、維持管理業務を行う者の少なくとも1社は、本市内に本店を有する者とする。
- ・納期の到来している国税、都道府県税、市区町村税、水道料金及び下水道使用料を完納していること。

(3) 入札参加者の構成員及び協力企業に必要な業務別の資格要件

① 設計業務を行う者及び工事監理業務を行う者に必要な資格要件

- ・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・本市の平成19・20年度の建設工事等競争入札参加有資格業者名簿において建築関係建設コンサルタント業務に登載されていること。
- ・次の(ア)から(ウ)までに掲げる施設で、平成9年4月1日以降に設計業務を完了または施設の引渡しを完了したものの実施設計の実績を有していること。なお、この実施設計実績は、設計業務を行う者が複数の場合はそのうちの1社が有すればよいものとし、(イ)及び(ウ)の実施設計実績については、共同企業体の構成員としての実績を含むものとする。

(ア) 25m以上の屋内公認プール施設

(イ) 延床面積2,000㎡以上の屋内スポーツ施設（体育館などアリーナ部分を有するもの）

(ウ) 観客席500席以上の屋内スポーツ施設

② 建設業務を行う者に必要な資格要件

- ・建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を有していること。
- ・本市の平成19・20年度の建設工事等競争入札参加有資格業者名簿において建築一式工事に登載されていること。
- ・県内に本店を有する者においては、本市の平成19・20年度の入札参加資格審査において、建築一式工事に係る格付けがA級であること。
- ・県内に本店を有しない者においては、建設業法に基づく経営規模等評価結果通知書の建築一式工事の総合評定値（平成19・20年度鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿登載に係る平成19年7月1日付けの有資格決定通知書に記載された客観点数（会社更生法に基づき構成手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、これらの手続開始後に新たに受けた経営規模等評価の結果通知書の総合評定値をいう。）が1,100点以上であること。

・次の(ア)及び(イ)の施設で、平成9年4月1日以降に元請として完成又は引渡しが完了したものの施工実績を有していること。なお、この施工実績は、建設業務を行う者が複数の場合はそのうちの1社が有すればよいものとする。また、共同企業体の構成員としての実績を含むこととするがその場合の出資比率は20%以上のものに限る。

(ア) 25m以上の屋内公認プール施設

(イ) 延床面積2,000㎡以上の屋内スポーツ施設（体育館などアリーナ部分を有するもの）

③ 運営業務を行う者に必要な資格要件

・運営業務を行う者は、平成9年4月1日以降に屋内プール施設について1年以上の運営実績を有すること。

④ 維持管理業務を行う者に必要な資格要件

・維持管理業務を行う者は、平成9年4月1日以降に屋内プール施設について1年以上の維持管理実績を有すること。

#### 第4 入札手続等に関する事項

##### 1. 入札スケジュール（予定）

本件入札は、次のスケジュールに基づき実施する。

スケジュール（予定）	内容
平成19年10月16日（火）	入札公告（入札説明書等の公表）
平成19年10月23日（火）	現地説明会申込期限
平成19年10月29日（月）	現地説明会開催
平成19年10月31日（水）	入札説明書等に関する質問の受付期限
平成19年11月16日（金）	入札説明書等に関する質問回答の公表
平成19年11月12日（月） ～平成19年11月26日（月）	入札参加資格確認審査に関する提出書類の提出
平成19年11月28日（水）	入札参加資格の確認結果の通知及び整理番号の通知 予定価格の公表
平成19年12月3日（月） ～平成19年12月7日（金）	入札参加グループとの意見交換会
平成19年12月4日（火）	入札参加資格がないと認められた場合の理由説明の申立て期限
平成19年12月7日（金）	入札参加資格がないと認めた理由の回答
平成20年1月8日（火）	入札提案に関する提出書類の提出日
平成20年2月上旬	落札者の決定及び公表
平成20年2月下旬	落札者との基本協定の締結
平成20年3月下旬	S P Cとの仮契約の締結
平成20年6月	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

##### 2 入札説明書等の交付及び参考資料の閲覧

本件入札への参加を希望する者に対し、次のとおり本件入札説明書等を交付し、参考資料を閲覧に供する。ただし、交付は1企業当たり1部を限度とする。

なお、本件入札説明書等については、参考資料を除き本市ホームページからも入手可能である。

###### (1) 入札説明書等の交付及び閲覧期間

入札説明書等公表の日から平成20年1月8日（火）まで（金曜日、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

###### (2) 入札説明書等の交付及び閲覧時間

午前9時から午後5時まで（午後0時30分から午後1時30分までの時間を除く。）

(3) 入札説明書等の交付場所及び閲覧場所並びに問い合わせ先

鹿児島市教育委員会事務局管理部市民スポーツ課（以下「事務局」という。）

〒890-0023 鹿児島市永吉一丁目30番1号（鹿児島アリーナ）

TEL：099-285-2244

FAX：099-258-4570

電子メール：sports14@city.kagoshima.lg.jp

ホームページ：http://www.city.kagoshima.lg.jp

(4) 参考資料

- ① 鹿児島都市計画総括図
- ② 鴨池公園広場平面図及び求積表
- ③ 鴨池公園（プール等）求積図
- ④ 新鴨池公園水泳プール新築地盤調査業務委託報告書 外
- ⑤ 鹿児島市地下水揚水量調査
- ⑥ 既設建物設計図（管理棟、飛込プール、サブプール棟）

3. 現地説明会の開催

本件入札への参加を希望する者に対し、現地説明会を開催する。

開催日 平成19年10月29日（月）

時間 第1回：午前10時から、第2回：午後2時から

場所 鹿児島県鹿児島市鴨池二丁目31番3号 鴨池公園水泳プール

なお、2回とも同じ内容を説明するので、いずれかのみでの参加とすること。

また、現地（開催場所での受付）集合・現地解散とする。

現地説明会への参加希望者は、別添資料3「様式集及び記載要領」（様式1-1）「現地説明会参加申込書」に必要事項を記載のうえ、平成19年10月23日（火）午後5時までに事務局に電子メールにより申し込むこと。なお、電子メールによる申込の受領後本市より確認の電子メールを返信する。

4. 入札参加資格確認審査に関する書類の提出と入札参加資格の確認

本件入札への参加を希望する者は、入札参加資格を満たすことを証明するため、平成19年11月12日（月）から同月26日（月）までの間に事務局に参加表明書その他の入札参加資格確認審査に関する提出書類（様式あり）を提出して入札参加資格の確認を受けなければならない。

入札参加資格確認基準日は、参加表明書の提出日とする。

なお、上記期間内に入札参加資格確認審査に関する提出書類を提出しない者及び入札参加資格を欠く者は、本件入札に参加することができない。

また、入札参加資格の確認を受けた後は、入札参加者の構成員及び協力企業の追加及び変更は原則として認めない。ただし、本市がやむを得ないと判断した場合は、代表企業を除き認めることとする。

#### 5. 入札参加資格の確認結果及び入札参加者整理番号の通知

平成19年11月28日（水）に入札参加資格の確認結果を通知する。なお、入札参加資格を有する者に対しては、入札参加者整理番号（以下「整理番号」という。）を通知する。

なお、入札参加資格を欠くと判断された者は、本市に対して平成19年12月4日（火）までに書面により、その理由の説明を求められることができる。説明を求められた場合は、平成19年12月7日（金）までに書面により回答する。

#### 6. 本件入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札参加資格確認審査に関する提出書類の提出をもって本件入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

#### 7. 入札の日時及び場所

入札参加資格の確認を受け、整理番号の通知を受けた者は、入札と同時に入札提案に関する提出書類を提出すること。

(1) 日時 平成20年1月8日（火）午後2時から

(2) 場所 鹿児島市永吉一丁目30番1号 鹿児島アリーナ会議室

#### 8. 入札書類の作成方法等

##### (1) 入札書類の作成方法

入札参加資格確認審査に関する提出書類及び入札提案に関する提出書類（以下「入札書類」という。）の作成は、別に定める様式集によるものとする。

入札価格は、本市が支払うサービス購入料の合計を入札価格とすること。

なお、様式集の各書類の所定の欄に整理番号を記載し、入札参加者等の特定や類推ができないようにすること。

##### (2) 入札書類の取扱い

入札書類の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、複数の提案を行うことはできない。

イ 入札書類の変更、差換え、再提出は認めない。



ウ 入札書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、落札者の選定に係る公表、本入札実施に関する報告その他本市が本事業に関し必要と認めるときには、本市は入札書類の全部または一部を無償で入札参加者の承諾を得ずに使用できるものとする。ただし、契約に至らなかった入札参加者の入札書類については、落札者の選定に係る公表及び報告等の目的以外には、入札参加者に無断で使用しない。

エ 入札書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

オ 本市は、入札参加者に入札書類を返却しない。

カ 入札その他の手続に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

### (3) 費用負担

入札参加に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

## 9. 入札保証金

入札保証金については、免除とする。

ただし、落札者は、落札者又は落札者が設立する特別目的会社の都合により基本協定若しくは事業契約を締結しないとき、又は落札者の責めに帰すべき事由により本事業の入札行為に関して落札者が遵守すべき義務の違反があり、当該違反を理由として基本協定若しくは事業契約が締結されなかった場合は、落札金額の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

また、上記のほか、落札者が入札参加資格を欠くことが判明したことにより、本市が基本協定又は事業契約を締結しなかった場合には、落札者は、落札金額の1,000分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

## 10. 入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札を辞退することができるものとする。この場合、別添資料3「様式集及び記載要領」（様式1-4）「辞退届」を事務局まで提出すること。

## 11. 本件入札説明書等に関する質問の受付

本件入札説明書等に関する質問がある場合には、別添資料3「様式集及び記載要領」（様式1-2, 1-3）（Microsoft Excel）「入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記

載の上、平成19年10月31日（水）午後5時までに事務局に電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの受領後本市より受領確認の電子メールを返信する。

本件入札説明書等に関する質問及び質問に対する回答は、平成19年11月16日（金）に本市ホームページにおいて公表する。

## 1 2. 入札提案に関する提出書類の提出

入札参加資格の確認を受け入札参加者整理番号の通知を受けた者は、7に掲げる日時及び場所に入札提案に関する提出書類を提出すること。なお、添付資料3「様式集及び記載要領」の各書類の所定の欄に入札参加者整理番号を記載し、入札参加者等の特定や類推ができないようにすること。

提出書類の提出部数は合計20部とし、うち15部を事務局に、うち5部を本事業のアドバイザーである、みずほ総合研究所株式会社に送付すること。

〒100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 日土地内幸町ビル

みずほ総合研究所株式会社 研究開発部 石野、石川宛

TEL：03-3591-8742

FAX：03-3591-8777

### (1) 入札書の記載方法

入札価格は、本市が支払うサービス購入料の合計を入札価格とすること。サービス購入料の構成等については、添付資料5「事業契約書（案）」別紙5を参照のこと。

なお、サービス購入料Aの割賦金利は基準金利と入札参加者の提案による利鞘（スプレッド）の合計とするが、入札提案にあたっての基準金利は平成19年10月1日の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート（TSR）としてTelerate17143ページに掲載されている6ヶ月LIBORベースの（円／円）金利スワップレート15年物、2.160%とする。

## 1 3. 開札の日時及び場所等

### (1) 日時及び場所

開札は、7に掲げる日時及び場所において行う。

### (2) 入札価格の確認等

開札において入札価格が予定価格の範囲内であることの確認を行い、予定価格の範囲内の入札価格を提案した入札参加者をその後の落札者選定の対象とする。

なお、開札時には予定価格の範囲内の入札価格を提案した者を公表するものとし、

入札金額の公表は行わないものとする。

#### 1 4. 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

カ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札

キ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

#### 1 5. 議会の議決

本事業の契約締結については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律等の規定に基づく鹿児島市議会の議決を経なければならない。そのため、まず仮契約を締結し、議会の議決が得られたときに、当該仮契約を本契約とみなすものとする。

## 第5 落札者の選定に関する事項

### 1. 落札者の選定方法

#### (1) 募集及び選定の方法

本事業は、設計・建設段階から運営及び維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者  
に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業  
者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落  
札者の決定に当たっては、設計・建設能力、運営・維持管理能力、事業計画能力及び本  
市の財政支出額等を総合的に評価するため、総合評価一般競争入札を行う。

#### (2) 審査委員会の設置

落札者の選定にあたっては公正かつ客観的な審査を行うため、学識経験者及び本市の  
職員で構成する「新鴨池公園水泳プール整備・運営事業事業者審査委員会（以下「審査  
委員会」という。）」を設置し、審査委員会で審査するものとする。

なお、審査委員会の委員会は次の7名の委員で構成される。

委員長	駒井 正 晶（慶應義塾大学総合政策学部教授）
副委員長	渡辺 真 理（法政大学デザイン工学部教授）
委 員	安 登 利 幸（亜細亜大学大学院アジア・国際経営戦略研究科教授）
	古 川 徹（鹿児島県水泳連盟名誉会長）
	松 山 芳 英（鹿児島市総務局総務部長）
	角 田 正 雄（鹿児島市建設局建築部長）
	福 元 修三郎（鹿児島市教育委員会事務局管理部長）

※審査委員会委員への問合せや働きかけについては一切を禁止する。審査の公正を損なう行  
為をした入札参加者等は失格とする。

#### (3) 落札者の決定方法

審査委員会は、別添資料2「落札者決定基準」に基づき審査を行い、その審査結果  
の得点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。本市は、審査委員会の選定結果  
を踏まえに落札者を決定する。

#### (4) 結果の通知及び公表

本市は落札者の決定後、落札者の決定結果について、速やかに入札参加者に文書に  
て通知するとともにホームページへの掲載等により公表する。なお、電話等による問  
い合わせには応じない。また、本市は落札者と基本協定を締結後、民間資金等の活用  
による公共施設等の整備等の促進に関する法律第8条に規定する客観的評価について、  
本市のホームページに公表する。

## 第6 事業契約に関する事項

### 1. 事業契約締結の要件

落札者決定日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間、落札者の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合、本市は当該落札者と事業契約を締結しない。

ただし、落札者の構成員または協力企業のうち入札参加資格を欠いた企業を除外し、かつ除外しても入札参加資格を満たすための手当を行い、その内容を本市が承諾した場合は契約を締結することがある。なお、いかなる場合も代表企業の変更は認めない。

### 2. 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後14日以内に、別添資料4「基本協定書(案)」に基づいた基本協定を本市と締結しなければならない。

### 3. 特別目的会社（SPC）の設立

本市と基本協定を締結した落札者は仮契約締結までに、鹿児島市内に会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社として、本事業を実施するためのSPCを設立すること。

なお、入札参加者の構成員によるSPCへの出資比率の合計が50%を超えること。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

### 4. 事業契約の締結

落札者が設立したSPCは、SPCの設立後速やかに、別添資料5「事業契約書(案)」に基づいた事業契約を本市と締結しなければならない。

なお、契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、入札価格及び本件入札説明書等に示した条件等について、変更できないことに留意すること。

また、契約締結に係る選定事業者側の弁護士費用及び印紙代等は選定事業者の負担とする。

### 5. 契約保証金

SPCは、契約締結と同時に、初期投資費用に相当する金額（サービス購入料Aのうち設計費、建設工事費及び工事監理費とその消費税及び地方消費税の合計から割賦金利を差し引いた金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

ただし、有価証券等の提供又は銀行若しくは契約当事者が確実と認める金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付

し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

履行保証保険については、契約締結日から本施設の引渡し完了日までを期間として、本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後速やかに当該履行保証保険契約の保険証券を本市に提出するものとする。S P Cを被保険者とする履行保証保険契約を建設企業が締結する場合は、S P Cの負担により、その保険金額請求権に事業契約に定めるS P Cの違約金支払債務その他事業契約に基づく一切の支払債務を被担保債務とする質権を本市のために設定するものとする。

#### 6. 指定管理者の指定

本市は、選定事業者を本事業の指定管理者に指定する議決を行う予定である。

#### 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、本市は可能な範囲で必要な協力を行う。

現時点では財政上及び金融上の措置は想定していない。ただし、選定事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、本市は可能な範囲で必要な協力を行う。

## 第7 提出書類

本件入札への参加を希望する者は、様式集に示された必要添付書類を提出すること。